

診療情報の開示手続き

当院が保管する診療情報は、当院所定の手続きをしていただくことで、原則として開示することができます。厚生労働省の「個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、開示手続きおよび諸費用を決めていただいております。令和3年4月までは、検査記録・画像記録のみの依頼に対しそのままお渡ししておりました。こちらも診療情報の開示となります。つきましては、令和3年5月より新たに開示手続きおよび諸費用を決めさせていただきます。ご理解の程、宜しくお願い致します。

1. 開示請求者

患者本人
患者の同意を得た患者のご家族
遺族（法廷相続人の代表者）

2. 開示の範囲

診療録、看護記録、処方箋、検査記録、画像記録等、診療を目的として当院が作成または取得した記録。
対象期間は院内で規定されている診療録の保存年数とします。

3. 開示申請手続方法

診療記録を含む開示をご希望される場合、外来総合窓口にて申請してください。
検査記録・画像記録のみの開示は、診察の際に医師にお申し出ください。
開示請求者が来院し、請求者本人であることを証明するものを提示してください。

4. 診療情報開示可否の決定

診療記録を含む開示：主治医に照会・相談のうえ、最終的に病院長の判断によりこれを決定します。
検査記録・画像記録のみの開示：主治医の判断によりこれを決定します。

5. 開示できない例

治療効果等への悪影響が懸念される場合
第三者から得た情報で、当該第三者の了解が得られない場合
その他診療記録等を開示することが明らかに妥当性を欠くと認められる場合

6. 費用

診療録の開示	
要約書の作成	5,500円
謄写	片面 55円
CD-R・DVD	1,100円

検査・画像記録 (単独)	媒体	事務手数料	1枚につき
検査記録	紙	550円	片側 55円
心電図	紙		1結果 330円
画像記録 ※	CD-R	550円	1,100円
	DVD		
画像記録 ※	フィルム		440円
画像記録 ※	紙		片面 110円

※X線・CT、MRI、超音波・内視鏡